

## 意見の申立て及びその対応

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：03 教育学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            I 教育水準            1. 教育の実施体制</p> <p><b>【判断理由】</b>  <b>【原文】</b>            「「基本的組織の編成」の編成については、…、<u>48名の教員</u>（5名の女性専任教員、1名の外国人教師）が教育を<u>兼担</u>する体制を整備し、…」</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。  <b>【修正文案】</b>            「「基本的組織の編成」の編成については、…、<u>32名の専任教員</u>（5名の女性専任教員、1名の外国人教師）が教育を<u>担当し、併せて23名の非常勤講師による体制</u>を整備し、…」</p> <p><b>【理由】</b>            現況調査票、3-3頁、「分析項目 I 教育の実施体制 (1) 観点 1-1 基本的組織の編成」に記載した事実につき、事実誤認があるため。            同箇所には次のとおり記載されている。            「(前略) 専任教授19名、准教授・講師11名、助教2名、非常勤講師23名 (後略)」            したがって、修正文案の通り記述すべきものとする。</p>	<p><b>【対応】</b>            意見のとおりとする。</p>

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：04 教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> I 教育水準 1. 教育の実施体制</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「「基本的組織の編成」の編成については・ …、<u>47名の教員が教育を兼担する体制を整備するとともに、……</u>」</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b> の通り変更願いたい。 <b>【修正文案】</b> 「「基本的組織の編成」の編成については・ …、<u>47名の教員（専任教員32名、協力教員6名、非常勤講師9名）が教育を担当する体制を整備するとともに、……</u>」</p> <p><b>【理由】</b> 現況調査票、4-3頁、「分析項目 I 教育の実施体制 (1) 観点 1-1 基本的組織の編成」に記載した事実につき、事実誤認があるため。 同箇所には次のとおり記載されている。 「（前略）専任教授19名、准教授・講師11名、助教2名、それに学内協力教員6名、非常勤講師9名を加えて、合計47名の教員である。（後略）」 したがって、修正文案の通り記述すべきものとする。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p>

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：04 教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> I 教育水準 4. 学業の成果</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「「学生が身につけた学力や資質・能力」については、…課程内博士学位授与率は、全国平均値（17.1%）に比べ<u>1.7%と低いもの</u>、…」</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。 <b>【修正文案】</b> 「「学生が身につけた学力や資質・能力」については、……課程内博士学位授与率は、全国平均値（17.1%）に比べ<u>17.6%とやや高く、…</u>」</p> <p><b>【理由】</b> 現況調査票、4-11頁、「分析項目IV 学業の成果（1）観点1-1 学生が身に付けた学力や資質・能力」に記載した事実につき、事実誤認があるため。 同箇所には次のとおり記載されている。 「（前略）博士学位授与状況をみると、授与数ならびに授与率自体も法人化以前よりも増加傾向にある（表IV-3）」 （表IV-3）より、法人化後の課程博士学位授与率は平均17.6%（H18～H19では20.1%）である。したがって、修正文案の通り記述すべきものと考ええる。 修正文を含んだ公平な評価が望まれる。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b> 課程内博士学位授与率の全国平均（17.1%）及び意見のあった当研究科の数値（17.6%）に誤りがあったため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「「学生が身につけた学力や資質・能力」については、…課程内博士学位授与率は、<u>平成19年度の当該学系の全国平均値（23.9%）に比べ17.8%と低いもの</u>、…」</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：06 法学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            1 教育水準            2. 教育内容  <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>            「教育課程の編成」については、<u>教員24名</u>によって演習が…（以下略）</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b>            「教育課程の編成」については、<u>46名を超える教員によって演習が…</u>（以下略）</p> <p><b>【理由】</b>            現況調査票、6-9頁、「分析項目Ⅱ 教育内容 (1) 観点2-1 教育課程の編成、2. 多彩な授業科目の開設」に記載した事実につき、事実誤認があるため。            同箇所には次のとおり記載されている。            「（前略）学生の関心に幅広く応えるために、総計46名もの教員による多彩で充実した授業科目を開講している。」            原文は【資料2-1-1:平成19年度開講科目一覧】に基づき24名という数字を挙げたものと思われるが、同資料は長文にわたるため省略した形で示したものである（このことは、6-10頁で「以下省略」と記して明示してある）。そして、修正文案が適切であることは【別添資料5】の授業時間割表から明らかである。</p>	<p><b>【対応】</b>            意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b>            判断理由を明確にするために、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由            「「教育課程の編成」については、<u>教員46名</u>によって演習が…（以下略）」</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：06 法学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> I 教育水準 4. 学業の成果 <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>個々の授業科目に対する評価は、学業全体に対する評価はおおむね良好な状況にある…</u>（以下略）</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b> のとおり変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> 「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>個々の授業科目に対する評価は、良好な状況にあり、学業全体に対する評価はおおむね良好な状況にある…</u>（以下略）</p> <p><b>【理由】</b> 現況調査票、6-23頁、「分析項目IV 学業の成果（1）観点4-2 学業の成果に関する学生の評価、1. 個々の授業科目に対する評価」の部分に記載した<b>【資料4-2-1：平成18年度授業アンケート結果】</b>に関する部分の評価がなされていないが、上記資料の結果は、<b>【資料4-2-2：学業成果の到達度・満足度に関する調査結果】</b>の結果よりも高い評価であるため、修正文案の通り記述すべきものと考えられるため。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：07 総合法制専攻

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            I 教育水準            3. 教育方法  <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>            「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、<u>演習科目</u>が50名規模と、学部と比較しても<u>大きな</u>クラス規模で行われているが、…（以下略）</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b> の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>            「授業形態の組合せと学習指導法の工夫」については、<u>必修科目</u>が50名程度と、学部と比較しても<u>少人数の</u>クラス規模で行われており、…（以下略）</p> <p><b>【理由】</b>            現況調査票、7-12頁、「分析項目Ⅲ 教育方法（1）観点3-1授業形態の組合せと学習指導法の工夫、1. 少人数教育を重視した授業形態・学習指導法」に記載した事実につき、事実誤認があるため。            同箇所には次のとおり記載されている。            「とりわけ、1年次配当科目および基幹科目をはじめとする必修科目については、1クラス50名を標準とするクラス授業を行っている（【資料3-1-1】）。」なお、演習は同7-13頁「3. 授業形態・学習指導法に応じた教室等の活用」に記載の通り、「演習室（20名程度）」で行われている。</p>	<p><b>【対応】</b>            意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：08 公共法政策専攻

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            I 教育水準            4. 学業の成果  <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b>            「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>理解度のレベルが7割以下に留まる履修学生が全体の4割を占めていること</u>、…（以下略）</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b>            「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>理解度のレベルが8割以上の履修学生が全体の6割を占めていること</u>、…（以下略）</p> <p><b>【理由】</b>            現況調査票、8-22頁、「分析項目IV 学業の成果（1）観点4-2 学業成果に関する学生の評価」に記載した事実につき、事実誤認があるため。            同箇所には次のとおり記載されている。            「学生による授業の評価では、到達度や理解度は高い（【資料4-2-1】参照）。」また、【資料4-2-1】から、理解度のレベルが7割以下に留まる履修学生は全体の約36%である。</p>	<p><b>【対応】</b>            意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b>            判断理由を明確にするために、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由            「学業の成果に関する学生の評価」については、<u>理解度のレベルが7割以下に留まる履修学生が全体の4割近くを占めている一方、理解度のレベルが8割以上の履修学生が全体の6割を占めていること</u>…（以下略）」</p>

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：08 公共法政策専攻

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> I 教育水準 5. 進路・就職の状況</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「卒業（修了）後の進路の状況」については、<u>修了生の就職状況をみると、当該公共政策大学院が目的の一つとして掲げている「国際公務員・・・の政策の企画立案についての専門性を有する人材の養成」という点は十分に達成されていると即断はできないが、おおむね良好な状況にあるなどの相応な成果があることから…</u>（以下略）</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b>の通り下線部を削除願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b> 「卒業（修了）後の進路の状況」については、修了生の就職状況をみると、おおむね良好な状況にあるなどの相応な成果があることから…（以下略）</p> <p><b>【理由】</b> 現況調査票、8-2頁、「I 公共政策大学院（公共法政策専攻）の教育目的と特徴 1. [教育目的]」に記載した事実につき、事実誤認があるため。 同箇所では、「政策プロフェッショナル」の育成を教育目的に掲げており、国際公務員について殊更に取り上げている記述はない。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b> 判断理由を明確にするために、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「卒業（修了）後の進路の状況」については、修了生の就職状況をみると、当該公共政策大学院が特徴の中に掲げている「国際公務員・・・の政策の企画立案についての専門性を有する人材の養成」という点は十分に達成されていると<u>断定</u>はできないが、おおむね良好な状況にあるなどの相応な成果があることから・・・（以下略）」</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：09 経済学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>[評価項目] I 教育水準 1. 教育の実施体制 [判断理由]</p> <p>[原文] 「専任教員当たりの学生数（同25.5名）」</p> <p>[申立内容] [修正文案] の通り変更願いたい</p> <p>[修正文案] 「専任教員当たりの学生数（同19.7名）」</p> <p>[理由] 原文のデータは、「現況分析用データ分析集」によるものと思われるが、その場合の「専任教員数」は、経済学研究科の経済経営学専攻のそれであり、同じように学部教育を兼担している会計大学院の教員を含んでいない。会計大学院教員を含んだ「現況調査表」資料2-1-1によれば、専任教員当たりの学生数は19.7名である。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p>

## 学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：10 経済学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p>[評価項目] I 教育水準 4. 学業の成果 [判断理由]</p> <p>[原文] 「受賞が<u>3.0件</u>（学外のみで1.8件）」</p> <p>[申立内容] [修正文案] の通り変更願いたい</p> <p>[修正文案] 「受賞が<u>4.75件</u>（学外のみで1.8件）」</p> <p>[理由] 「現況調査表」資料2-4-6によれば、平成16年度～19年度の受賞件数の合計は19件、1年平均では4.75件である。</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p>

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：11 会計大学院

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b> I 教育水準 4. 学業の成果 <b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「<u>「学生が身につけた学力や資質・能力」</u>については、<u>学生の資格取得状況、とりわけ公認会計士試験合格者数（平成19年度4名）は、教育環境等が比較可能な他の会計大学院の実績に比べると多いとはいえない。しかし、体系的で</u>」</p> <p><b>【申立内容】</b> <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b> <u>「学生が身につけた学力や資質・能力」は、体系的で</u>」</p> <p><b>【理由】</b> 1. 原文中にあげられている公認会計士試験の合格者数は、「現況調査表」資料2-4-2（現況調査表11-11）及び本文に記載のとおり、履修相談により確認した2年次在学生の数値であり、卒業生をも含めた本会計大学院関係者全体の合格者数ではない。 2. 文中に「教育環境等が比較可能な他の会計大学院の実績に比べると」とあるが、各会計大学院からの試験合格者数については公式に発表されているデータは存在せず、そもそもそうした比較を公平に行うことはできないはずである。 3. 各会計大学院がホームページ等で独自に公表している公認会計士試験合格者数は、会計大学院以外の学部や研究科の卒業生</p>	<p><b>【対応】</b> 意見のとおりとする。</p>

を含めた合格者数である場合が多いと思われる。少なくとも在学生の年次別に合格者を公表する例はないものと思われる。そうした数値（会計大学院の在学生、卒業生および学部や研究科の在学生、卒業生の合計の数値）と原文記載の数値（2年次在学生の履修相談による数値）とは、比較可能ではない。

4. したがって、「他の会計大学院の実績に比べると多いとはいえない」という表現は、客観性を欠いているといわざるをえない。

5. 以上により、【修正文案】に示されるように、「学生の資格取得状況、とりわけ公認会計士試験合格者数（平成19年度4名）は、教育環境等が比較可能な他の会計大学院の実績に比べると多いとはいえない。」の部分削除することを求めたい。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 02 教育学部・教育学研究科

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>            I 研究水準            1. 研究活動の状況  <b>【判断理由】</b>  <b>【原文】</b>            「…研究の実施状況については、<u>47名</u>の教員（助教以上）の法人化以降における…」</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい。  <b>【修正文案】</b>            「…研究の実施状況については、<u>32名</u>の教員（助教以上）の法人化以降における…」</p> <p><b>【理由】</b>            現況調査票、2-4頁、「分析項目 I 研究活動の状況 観点 1-1 研究活動の状況」に記載した事実につき、事実誤認があるため。            同箇所には現況調査票の2-10頁において次のとおり記載されている。            「本研究科は…教員数は教授から助教まで32名であり、…」と記載している。            したがって、修正文案の通り記述すべきものとする。            修正文を含んだ公平な評価が望まれる。</p>	<p><b>【対応】</b>            意見のとおりとする。</p>

## 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 17・加齢医学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b></p> <p>I 研究水準 1. 研究活動の状況</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「…平成 16 年度以降に 2 件の寄附講座を開設するなど、活発な研究活動が展開されていることなどは、<u>相応な成果</u>である。」</p> <p><b>【申し立て内容】</b> 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b> 「…平成 16 年度以降に 2 件の寄附研究部門を開設、研究成果の社会還元成功するなど、活発な研究活動が展開されていることなどは、<u>優れた成果</u>である。」</p> <p><b>【理由】</b> 加齢医学研究所現況調査票 17-8、業績番号 11-17-1002、11-17-1003 にあるように、脳科学基礎研究成果より新しい認知症改善、予防のシステムを開発し、これを広く普及させ、認知症改善と予防効果を得ている。この研究で開発したシステムは平成 18 年度末で 6000 名の認知症患者が利用しており（11-17-1003）（平成 20 年には 10000 名以上）、介護保険費用の抑制効果（年間一人 10 万円の削減効果）もあることを証明するなど（11-17-1003）、基礎研究開発からその社会応用、社会普及まで連続的に成功し、実社会に顕著な貢献をした非常に稀有な事例である。またこの成果はトップジ</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b> 意見の内容について、現況調査表により確認できたため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「…平成 16 年度以降に 2 件の寄附研究部門を開設するなど、活発な研究活動が展開されていることなどは、相応な成果である。」</p>

ジャーナルへの論文発表、国際学会での招待講演（以上 11-17-1002）、科学技術への顕著な貢献による表彰（11-17-1003）など、研究者コミュニティからも高く評価されていることが客観的に示されている。その結果として外部資金獲得が2倍に増加している。大学における基礎研究成果を社会に直接還元することは、教育、研究とともに大学の社会責任として重要であるが、実際に超高齢社会の処方箋を基礎研究成果より描くことができた事例は、極めて稀であり特筆すべきことである。しかし、分析結果に記載がないことから、本所の研究活動成果が正しくとらえておらず、事実誤認があると判断せざるを得ない。したがって、評価が公平になされていないと判断し、意見申し立てを行うものである。

学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称： 17・加齢医学研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b></p> <p>I 研究水準 2. 研究成果の状況</p> <p><b>【判断理由】</b></p> <p><b>【原文】</b> 「…学術面では、脳、特に加齢に伴う疾患と予防・治療、人工臓器、発生分化、細胞内シグナル伝達、DNA修復に関する研究で国際的に高い評価を受けている。実際に、専任教員数比約5割の研究業績説明書が提出され、そのうちの多くがインパクトファクター(IF)10以上の英文国際誌に掲載され、優れた業績と評価できる。…なお、学術面あるいは社会経済・文化面でかなりの論文が卓越した業績と認められたことは、<u>相応の成果である。</u>」</p> <p><b>【申し立て内容】</b> <b>【修正文案】</b>の通り変更願いたい</p> <p><b>【修正文案】</b> 「…学術面では、脳、特に加齢に伴う疾患と予防・治療、<u>癌の基盤研究と診断・治療、人工臓器、発生分化、細胞内シグナル伝達、DNA修復、免疫・アレルギー制御機構、血管新生抑制</u>に関する研究で国際的に高い評価を受けている。実際に、専任教員数比約5割の研究業績説明書が提出され、そのうちの多くがインパクトファクター(IF)10以上の英文国際誌に掲載され、<u>しかもIF10以上の論文数が法人化前4年間と比較して法人化後4年間で16件増加していることから</u>も優れた業績と評価できる。…なお、</p>	<p><b>【対応】</b> 意見を踏まえ、判定及び判断理由を以下のとおり修正する。</p> <p><b>【理由】</b> 意見の内容について、現況調査表及び研究業績説明書により確認できたため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「…学術面では、脳、特に加齢に伴う疾患と予防・治療、<u>癌の基盤研究と診断・治療、人工臓器、発生分化、細胞内シグナル伝達、DNA修復、免疫・アレルギー制御機構、血管新生抑制</u>に関する研究で国際的に高い評価を受けている。実際に、専任教員数比約5割の研究業績説明書が提出され、そのうちの多くがインパクトファクター(IF)10以上の英文国際誌に掲載され、<u>IF10以上の論文数が法人化前4年間と比較して法人化後4年間で16件増加していることから</u>も優れた業績と評価できる。…なお、学術面あるいは社会経済・文化面でかなりの論文が卓越した業績と認められたことは、<u>優れた成果である。</u></p> <p>以上の点について、加齢医学研究所の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、研究成果の状況は、加齢医学研究所が想定している関係者の「<u>期待される水準を上回る</u>」と判断される。」</p> <p>○判定 「2. 研究成果の状況」の判定を以下のとおり修正する。</p> <p>「<u>期待される水準を上回る</u>」</p>

学術面あるいは社会経済・文化面でかなりの論文が卓越した業績と認められたことは、極めて優れた成果である。」

**【理由】**

業績番号11-17-1012、11-17-1017、11-17-1022、11-17-1023にあるように、癌の分子生物学研究、診断、先端的治療法の開発に関して、常に世界のトップレベルにあり、国際的にも極めて高い評価を受けており、Nature Rev Cancerなどのトップジャーナルに業績を発表している。また、業績番号11-17-1019、11-7-1020にあるように、免疫・アレルギーの制御機構の研究に関して、国際的に極めて高い評価を受けており、NatureやNature Immunolといったトップジャーナルに成果を発表してきている。さらに業績番号11-17-1015にあるように、血管新生抑制の研究に関して、臨床治療に結びつく非常に重要な世界的業績をあげている。これらの研究成果は、2007年に実施した外部評価においても、評価員の一致した意見として高く評価された。

以上のことより、今回の評価結果は、癌の基盤研究と診断・治療や免疫・アレルギー制御機構、血管新生抑制に関する高度な研究を推進している本所の研究成果を正しくとらえておらず、事実誤認があると判断せざるを得ない。したがって、評価が公平になされていないと判断し、意見申し立てを行うものである。

## 学部・研究科等の研究に関する現況分析結果

学部・研究科等番号・名称：19 電気通信研究所

申立ての内容	申立てへの対応
<p><b>【評価項目】</b>  1. 研究水準  2. 研究成果の状況</p> <p><b>【原文】</b>  「…QAM方式によるコヒーレント光多重伝送技術等があげられる。」</p> <p><b>【申立内容】</b>  <b>【修正文案】</b> のとおり変更願いたい。</p> <p><b>【修正文案】</b>  「<u>強磁性半導体における電流注入による磁壁の移動制御</u>、…QAM方式によるコヒーレント光多重伝送技術等があげられる。」</p> <p><b>【理由】</b>  研究水準、2. 研究成果の状況は、「期待される水準を上回る」となっている。  その理由として卓越した研究成果として、「仮想音環境のための頭部伝達関数コーパスの構築」「ラウドネスレベルの精密測定」「半導体を用いた量子もつれ光子対の生成」「原子配列不規則化が磁性やスピン偏極率に及ぼす影響の解明」「超小型垂直磁気ハードディスクドライブ」「QAM方式によるコヒーレント光多重伝送技術」等、と記載されている。  しかしながら、本研究所は、情報通信の広い範囲にわたり高度な研究を推進していて、上記6テーマの例示だけでは、本研究所の研究活動を包含しえない。たとえば本研究所の中核的分野である電子材料・デバイス工学に関し、究極的な超低消費電力集積回路の実現に直接つながると期待される、「強磁性半導体における電流注入による磁壁の移動制御」をはじめとしたスピントロニクスに関する一連の成果があるが、これは世界をリードする研究成果であり、</p>	<p><b>【対応】</b>  判定は、原案どおりとする。ただし、判断理由の一部を修正する。</p> <p><b>【理由】</b>  意見の内容について、現況調査表により一部確認できたため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由  「<u>強磁性半導体における電流注入による磁壁の移動制御</u>、…QAM方式によるコヒーレント光多重伝送技術等があげられる。」</p>

客観的指標（招待講演回数、引用件数）に裏付けられているとおり、今回例示された成果と同等、もしくはそれ以上のインパクトを与える成果である。また、少なくとも、この研究成果および今回例示された6例は、関係者の期待を大きく上回る優れた成果であると判断している。

以上のことより、今回の評価結果は、情報通信の広い範囲にわたり高度な研究を推進している本所の研究成果を正しくとらえておらず、事実誤認があると判断せざるを得ない。したがって、評価が公平になされていないと判断し、意見申し立てを行うものである。